

令和6年4月1日施行にかかる条例改正について

事 案	令和6年2月議会 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例改正について
<p>令和6年2月議会において改正する内容は以下のとおり。</p> <p>① 管理者の兼務範囲の明確化（第7条・第48条・第59条の4・第59条の26・第62条・第66条・第83条・第111条・第121条・第131条・第166条及び第192条）</p> <ul style="list-style-type: none">・提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 <p>② 「書面掲示」規制の見直し（第34条第3項関係）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定） <p>③ 身体的拘束等の適正化の推進（第42条・第51条・第59条の32・第59条の39・第70条・第79条・第92条・第107条・第127条・第148条・第176条及び第201条）</p> <p>身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設ける。・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 <p>④ 介護現場の生産性の向上（第106条の2新設・第128条・第149条・第177条・第189条及び第202条）</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け <p>⇒介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で 事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。</p>	

⑤ 協力医療機関との連携体制の構築（第125条・第147条・第172条）

- ・高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

⑥ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（第130条）

- ・テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10又はその端数を増すごとに1以上であること）」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10又はその端数を増すごとに0.9以上であること）」とすることとする。

⑦ ユニットケアの質の向上のための体制の確保（第187条）

- ・ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

⑧ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の兼務 (第84条及び第192条)

- ・ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護) 小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化 (第197条)

- ・ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。